

平成29年12月12日、志賀町役場議場において本会議を再開した。

(午後 2 時00分 開議)

(出席議員 15名)

1番	中 谷 松 助
2番	福 田 晃 悦
3番	稲 岡 健太郎
4番	南 正 紀
5番	寺 井 強
6番	堂 下 健 一
7番	南 政 夫
8番	下 池 外巳造
9番	須 磨 隆 正
10番	越 後 敏 明
11番	田 中 正 文
12番	富 澤 軒 康
13番	櫻 井 俊 一
15番	戸 坂 忠寸計
16番	久 木 拓 栄

(欠席議員 1名)

14番	林 一 夫
-----	-------

(議案説明のため出席した者の職氏名)

町 長	小 泉 勝
副 町 長	庄 田 義 則
教 育 長	守 田 廣 三
総 務 課 長	新 田 辰 巳
富 来 支 所 長	本 吉 茂 樹
企画財政課長	増 田 廣 樹
企画財政課ふるさと創生室長	出 崎 茂 男
情報推進課長	門 口 和 彦
税 務 課 長	岡 部 亮

住 民 課 長	西 清 孝
健康福祉課長	川 畑 智
環境安全課長	荒 川 仁
商工観光課長	浜 村 大
農林水産課長	北 富美夫
まち整備課長兼上下水道室長	関 田 勝 行
会計管理者(会計課長)	山 口 勝 好
富来病院事務長	高 野 正
学校教育課長	山 本 政 人
生涯学習課長	平 井 清

(職務のために出席した者の職氏名)

議 会 事 務 局 長	竹 内 伸 二
議 会 事 務 局 参 事	村 井 直
議 会 事 務 局 主 幹	宮 川 信 顕

(議事日程)

- 日 程 第 1 諸般の報告
- 日 程 第 2 町長提出 議案第82号ないし第93号並びに請願第7号及び第8号(委員長報告、質疑、討論、採決)
- 日 程 第 3 町長追加提出 議案第96号ないし第98号及び同意第6号(提案理由説明、質疑、委員会付託、討論、採決)
- 日 程 第 4 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

(開 議)

南政夫議長 ただ今の出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 諸般の報告

南政夫議長 日程に入り、諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付のとおりであります。

諸般の報告を終わります。

日程第2 町長提出 町長提出 議案第82号ないし第93号並びに請願第7号及び第8号（委員長報告、質疑、討論、採決）

南政夫議長 次に、町長提出 議案第82号ないし第93号並びに請願第7号及び第8号を、一括して議題とします。

以上の各件の委員会における審査の経過及び結果について、委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員会委員長 櫻井俊一君。

櫻井俊一総務産業建設常任委員会委員長 はい、議長。

総務産業建設常任委員会委員長報告をいたします。

今定例会において、本委員会に付託されました議案及び請願について、8日に審査しましたので、ご報告いたします。

議案第88号 志賀町農業委員会委員定数条例の全部を改正する条例については、農業委員会法の一部改正に伴う条例の全部改正との説明を受け、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。審査に際し、委員からは、新設される各委員の役割について質問がなされ、担当課から詳細な説明を受けております。

次に、議案第89号 志賀町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、非常勤職員の育児休業を再延長できるよう改正を行うものとの説明を受け、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第93号 志賀町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成および活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例については、関係法令の一部改正に伴う改正との説明を受け、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、請願第7号 憲法9条改定に反対する意見書の提出を求める請願については、自衛隊を明記することに肯定的な意見があり、採決の結果、賛成少数により、不採択すべきものと決しました。

以上、総務産業建設常任委員会委員長報告といたします。

南政夫議長 教育民生常任委員会委員長 福田晃悦君。

福田晃悦教育民生常任委員会委員長 はい、議長。

教育民生常任委員会委員長報告をいたします。

今定例会において、教育民生常任委員会に付託されました、議案3件及び請願1件について、6日に委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査しましたので、その経過及び結果についてご報告申し上げます。

議案第90号 志賀町学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例について、及び第91号 志賀町学校給食事業負担金徴収条例の一部を改正する条例については、志賀高校の生徒に対する昼食提供を実施するにあたり、学校給食共同調理場が行う事業や負担金の規定等について所要の改正を行うものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

続いて、議案第92号 志賀町シルバーハウス条例の一部を改正する条例については、シルバーハウスの構成施設である温室ハウスの老朽化が著しいことから、当ハウスを撤去するにあたり、所要の改正を行うものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。審査に際し、委員からは、撤去後の跡地利用についての質問がなされ、担当課長から説明を受けております。

続いて、請願第8号 65歳以上心身障害者医療費窓口無料化の実施を石川県に求める請願書については、石川県心身障害者医療費助成制度について、年齢に関係なく現物給付するよう改善を求める意見書を県へ提出してほしいとの趣旨であり、紹介議員の補足説明の後、担当課から参考意見を聴取し、採決した結果、賛成少数をもって不採択すべきものと決しました。

以上、教育民生常任委員会委員長報告といたします。

南政夫議長 予算決算常任委員会委員長 南正紀君。

南正紀予算決算常任委員会委員長 はい、議長。

予算決算常任委員会委員長報告をいたします。

今定例会において、予算決算常任委員会に付託された議案6件について、7日に委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査しましたので、その結果についてご報告申し上げます。

議案第82号 平成29年度志賀町一般会計補正予算（第5号）については、国庫支出金の内示に伴う所要額の補正を主とするもので、特別会計では、議案第83号 平成29年度志賀町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について、第84号 平成29年度志賀町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、第

85号 平成29年度志賀町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、及び第86号 平成29年度志賀町立診療所事業特別会計補正予算（第2号）については、それぞれ事業の執行に伴う事業費の補正が主なものであります。また、第87号 平成29年度志賀町立富来病院事業会計補正予算（第1号）については、資本的収入に県補助金を追加するものであります。

委員会の審査経過につきましては、議長を除く全議員で構成された委員会でありますので、経過報告は省略させていただきますが、採決の結果、いずれの案件も全会一致をもって可決すべきものと決した次第であります。

以上、予算決算常任委員会委員長報告といたします。

南政夫議長 委員長報告を終わります。

(質 疑)

南政夫議長 これより、委員長報告に対する質疑を許します。

(質疑なし)

南政夫議長 ご発言がありませんので、質疑なしと認めます。

(討 論)

南政夫議長 これより、各件に対する討論に入ります。

町村議会の運営に関する基準第98により、討論は一括して行うことを許します。

まず、原案に反対者の発言を許します。

南正紀議員 議長。

南政夫議長 4番 南正紀君。

南正紀議員 私は、請願第7号 憲法9条改定に反対する意見書の提出を求める請願に対し、反対の立場で討論いたします。

我が国は、第2次世界大戦後、再び戦争の惨禍を繰り返さないよう決意をし、平和国家の建設を目指し努力を重ねてきました。

恒久の平和は日本国民の念願であります。この平和主義の理想を掲げる日本国憲法は、第9条に戦争放棄、戦力不保持、交戦権の否認に関する規定を置いています。もとより、我が国が独立国である以上、この規定は主権国家としての固有の自衛権を否定するものではありません。

このように、我が国の自衛権が否定されない以上、その行使を裏付ける自衛のための必要最小限の実力を保持することは、憲法上認められるものと考えます。

このような考えに立ち、憲法の下、専守防衛を国の防衛の基本的な方針として、実力組織としての自衛隊を保持し、その整備を推進し、運用が図って来られました。

そのような考えの下、憲法上保持できる自衛力は、自衛のための必要最小限度のものでなければならないと考えられており、いわゆる攻撃的兵器を保有することは、直ちに自衛のための必要最小限の範囲を超えることとなるため、いかなる場合にも許されず、例えば、大陸間弾道ミサイル、長距離戦略爆撃機、攻撃型空母の保有は許されないと考えられています。

このように、国防に特化した能力のみを与えられた自衛隊については、内閣府の調査においても9割以上の国民が良い印象を持ち、8割の人々が国の安全保障、外国からの侵略防止に今後力を入れるべきと考え、約85パーセントの国民が、日米の安全保障体制と自衛隊で日本の安全を保持するよう、求めています。

今や国民に十分認知されている自衛隊が違憲であると論じられることには、大きな疑問を感じます。

先の大戦以来、我が国が戦争を起こしてこなかった最大の理由は、国民が大いに反省をし、平和な世界を希求し続けてきた結果であり、その意思は我が国の国民性として根付いたものであります。憲法9条の改正が我が国を危険な道に導いたり、容易に自衛隊を戦場に送り込むことを目的としていないことは明白であります。

世界情勢が混沌とする中、とりわけ我が国周辺について警戒感が強まっていることはご承知のとおりであります。我が国固有の領土に不法に上陸し、実効支配をする国。国際的にも認められない海洋進出を進め、我が国領海にも頻繁に侵犯する国。核ミサイルの開発を進め緊張を煽る国。我が国が安全であるとする国民はほとんどおられないでしょう。

この際、憲法9条については、大いに議論すべき時に至ったと考えるとともに、自衛隊の存在についても明確化することが国益に資すると考えます。

よって、本請願には賛同しかねるものであります。

議員各位には、良識あるご判断のもと、ご賛同いただきますことをお願い申し

上げ、請願第7号に対する反対討論といたします。

南政夫議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

中谷松助議員 議長。

南政夫議長 1番 中谷松助君。

中谷松助議員 日本共産党の中谷松助です。

私は、請願第7号 憲法9条改定に反対する意見書の提出を求める請願、続く請願第8号 65歳以上心身障害者医療費窓口無料化の実施を石川県に求める請願書の2件の請願について、賛成の立場から討論をいたします。

まずはじめに、請願第7号 憲法9条改定に反対する意見書の提出を求める請願についてであります。

日本国憲法は、おびたしい犠牲を強いた戦争への反省から、平和と民主主義の願いを込めて作られました。とりわけ戦争の放棄を定めた9条は、戦争のない世界を目指す世界の流れの先駆けとして、人類史的価値を持っているものであります。

ところが、安倍首相は5月3日の憲法記念日に、憲法9条1項・2項は残しつつ、自衛隊を書き込むと宣言しました。首相は自衛隊の存在を書くだけ、何も変わらないと言います。変わらないなら、憲法を変える必要はありません。

では、なぜ今、それほどまでに9条改憲に固執するのでしょうか。

首相が9条に書き込もうとしている自衛隊は、災害救助で頑張っている自衛隊ではありません。2015年に成立した安保法制、いわゆる戦争法によって集団的自衛権の行使が可能となった今の自衛隊です。アメリカと一緒にあって、外国で戦争ができる自衛隊が憲法で認められるということになります。これが、安倍首相の9条改憲の正体です。

私は、憲法9条の改悪によって、自衛隊員が海外の戦場に送られる事態は絶対あってはならないと思います。

安倍首相らによる憲法9条改悪に反対し、日本国憲法の民主主義、基本的人権の尊重、平和主義の諸原則が活かされる政治こそ求める立場から、本請願に賛同するものであります。

次に、請願第8号 65歳以上心身障害者医療費窓口無料化の実施を石川県に求める請願書についてであります。

石川県の心身障害者医療費助成制度は、障害の状態に合わせて、速やかに必要な医療が受けられる制度として意義のあるものです。しかし、現状では64歳までは窓口無料、いわゆる現物給付なのに、65歳になったとたん窓口で一旦支払って、後で払い戻しを受けるという、いわゆる償還払いの方式に変更されます。高齢期になり病気も増えてきて、医療機関への受診の必要性が一層高まってくる時期に、償還払いとなっても受診を手控えることもできず、いたずらに障害のある人に負担を強いるだけの方式となっています。

現在、多くの県民、市・町関係者からも石川県心身障害者医療費助成制度について、年齢に関係なく窓口無料とする改善を求める声が広がっています。法律上の縛りもなく、県がその気になればすぐにでも実現できます。

私は、いつでもどこでも、障害があっても、高齢期になっても、誰もが安心して医療を受けられる必要があると考えます。その立場から、本請願65歳以上心身障害者医療費窓口無料化の実施を石川県に求める請願書に賛同するものであります。

以上、2件の請願に付きまして、議員各位の特段のご配慮を賜りますようお願いを申し上げます、私の賛成討論といたします。

ありがとうございました。

南政夫議長 次に、原案に反対者の発言を許します。

稲岡健太郎議員 議長。

南政夫議長 3番 稲岡健太郎君。

稲岡健太郎議員 私は、請願第8号 65歳以上心身障害者医療費窓口無料化の実施を石川県に求める請願書に、反対の立場から討論いたします。

現状、障害のある65歳の方には、加入されている保険制度の違いによって自己負担率がそれぞれ違っている現状となっております。また、自己負担額が全額補助対象となっていないのが現状であります。それらの観点から、現在、制度上、窓口における無料化、いわゆる現物給付は困難と考えるため、この請願書に反対するものであります。

なお、請願の趣旨に関しては大いに賛同するものでありますが、制度上困難なため、反対といたします。以上です。

南政夫議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(発言なし)

南政夫議長 次に、原案に反対者の発言を許します。

(発言なし)

南政夫議長 他にありませんか。

(発言なし)

南政夫議長 討論を終結します。

(採 決)

南政夫議長 これより、採決します。

まず、町長提出 議案第82号 平成29年度志賀町一般会計補正予算 (第5号) についてを、採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立14名)

南政夫議長 起立全員。

よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、町長提出 議案第83号 平成29年度志賀町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第2号) について、ないし第87号 平成29年度志賀町立富来病院事業会計補正予算 (第1号) についてを、一括して採決します。

お諮りします。

以上の各案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

各案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

南政夫議長 ご異議なしと認めます。

よって、各案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第88号 志賀町農業委員会委員定数条例の全部を改正する条例について、ないし第93号 志賀町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例についてを、一括して採決します。

お諮りします。

以上の各案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

各案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

南政夫議長 ご異議なしと認めます。

よって、各案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、請願の採決を行います。

まず、請願第7号 憲法9条改定に反対する意見書の提出を求める請願を採決します。

本請願に対する委員長の報告は、不採択であります。

本請願は、採択することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立2名)

南政夫議長 起立少数。

よって、本請願は、不採択と決しました。

続いて、請願第8号 65歳以上心身障害者医療費窓口無料化の実施を石川県に求める請願書を採決します。

本請願に対する委員長の報告は、不採択であります。

本請願は、採択することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立2名)

南政夫議長 起立少数。

よって、本請願は、不採択と決しました。

日程第3 町長追加提出 議案第96号ないし第98号及び同意第6号（提案理由説明、質疑、委員会付託、討論、採決）

南政夫議長 次に、本日、町長から追加提出のありました、議案第96号 志賀町議会議員等の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、ないし同意第6号 志賀町教育委員会委員の任命についてを、一括して議題とします。

以上の各件に対する提案理由の説明を求めます。

小泉勝町長 議長。

南政夫議長 はい、小泉町長。

小泉勝町長 去る11月28日に提出しました案件に追加して、本日提出することをお認めいただいた議案3件及び人事案件に係る同意1件について、その概要をご説明申し上げます。

議案第96号から議案第98号については、条例の一部改正についてであります。

議案第96号 志賀町議会議員等の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、及び議案第97号 志賀町常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、一般職の国家公務員の給与改定に準じ、特別職の国家公務員の特別給が改定されることを踏まえ、それぞれ期末手当の支給月数について、所要の改正を行うものであります。

議案第98号 志賀町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、人事院勧告により、一般職の職員の給与に関する法律等の一部が改正されることを踏まえ、給料表や勤勉手当等について、所要の改正を行うものであります。

続く、同意第6号 志賀町教育委員会委員の任命については、本年12月13日をもって任期満了となる鹿頭の新古紀子氏に代わり、中山の尾田喜久男氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

以上で、追加提案の説明を終わりますが、議員各位におかれましては、慎重なご審議の上、適切なるご決議を賜りますようお願い申し上げます。

南政夫議長 説明を終わります。

(質 疑)

南政夫議長 これより、各件に対する質疑を許します。

(発言者なし)

南政夫議長 ご発言がありませんので、質疑なしと認めます。

(委 員 会 付 託 省 略)

南政夫議長 お諮りします。

各件につきましては、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略し

たいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

南政夫議長 ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託は省略することに決しました。

(討 論)

南政夫議長 これより、各件に対する討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

中谷松助議員 議長。

南政夫議長 1番 中谷松助君。

中谷松助議員 私は、議案第96号 志賀町議会議員等の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、続く、議案第97号 志賀町常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、反対の立場から討論をいたします。

2件の議案は、いずれも特別給、いわゆるボーナスのアップであります。今、世間では、なかなか給料は増えず、少ない年金、そして消費税増税、社会保障のカット、電気料金などの公共料金の値上げが見込まれる中、議員や特別職、いわゆる町長、副町長、教育長のボーナスアップは、到底、町民の理解を得られるものではありません。

したがって、私は、議案第96号と議案第97号には反対といたします。

なお、議員各位におかれましては、特段のご配慮をお願い申し上げまして、私の反対討論といたします。

南政夫議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

富澤軒康議員 議長。

南政夫議長 12番 富澤軒康君。

富澤軒康議員 私は、町長追加提出 議案第96号 志賀町議会議員等の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、第97号 志賀町常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について及び第98号 志賀町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につい

て、以上3議案について、それぞれ賛成の立場で討論をいたします。

これら3議案は、議員及び特別職の期末手当並びに一般職の職員の給与等の改正にかかる各条例の一部改正であります。

地方公務員、とりわけ人事委員会を持たない小規模自治体では、職員等の給与、手当等の見直しには、国家公務員の給与改定に関する、いわゆる人事院勧告を準用するのが通例であり、この人勧制度は、公務員が労働三権の一つである団体交渉権に制限があることから、その代償措置として採用されたことはご周知のとおりであります。

人事院では、毎年、民間企業の賃金水準の調査を実施し、その調査結果に基づき、必要な措置を講ずるよう勧告を行っております。

今回、提出された議案第96号から98号までの期末手当、給与等の改定にかかる各条例の改正につきましては、去る11月17日、政府機関閣議で決定され、同日付で総務副大臣から公務員の給与改定に関する取扱いについてと題して、各地方自治体あてに送致された通知に基づく措置であり、その内容は、行政職の職員では、月例給で平均0.2パーセントの引き上げと、期末勤勉手当で0.1ヵ月の引上げ、併せて、特別職の公務員についても期末手当を0.05ヵ月引き上げるよう勧告したものであります。

私の考えとしましては、議員においては、近年、年金制度の廃止や月額報酬の減額、据え置き等により、議員の成り手不足が全国的に顕著化する中で、待遇改善が喫緊の課題として取り上げられ、また、執行部をはじめ、常勤職員では、生活給の側面から、待遇条件の整備として、いずれも必要な措置というふうに考えるものであります。

我々、議員の立場としましても、今回の人事院勧告に準ずる条例改正につきましては、住民の血税を原資とすることから、一層の精進をお誓い申し上げる次第であります。

議員各位の良識なご判断のもとでのご賛同をお願い申し上げまして、私の、議案第96号から98号までに対する賛成討論といたします。

南政夫議長 次に、原案に反対者の発言を許します。

(発言なし)

南政夫議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(発言なし)

南政夫議長 他にありませんか。

(発言なし)

南政夫議長 討論を終結します。

(採 決)

南政夫議長 これより、採決します。

採決は、起立によって行います。

まず、町長追加提出 議案第96号 志賀町議会議員等の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを、採決します。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立13名)

南政夫議長 起立多数。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

続いて、町長追加提出 議案第97号 志賀町常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを、採決します。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立13名)

南政夫議長 起立多数。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

続いて、町長追加提出 議案第98号 志賀町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを、採決します。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立14名)

南政夫議長 起立全員。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

続いて、町長追加提出 同意第6号を、採決します。

本件は、志賀町中山ルの203番地 尾田喜久男氏の、志賀町教育委員会委員の任命に付き、同意することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立15名)

南政夫議長 起立全員。

よって、本件は、同意されました。

日程第4 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

南政夫議長 次に、各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長からお手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありましたので、これを議題とします。
お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

南政夫議長 ご異議なしと認めます。

よって、以上のとおり決しました。

(閉 議 ・ 閉 会)

南政夫議長 以上をもちまして、今定例会の議事すべてを終了しました。

平成29年第4回志賀町議会定例会を閉会します。

(午後2時39分 閉会)

議 長 報 告

1 議長報告第36号

入札結果報告

(平成29年11月22日 12件)

(平成29年12月6日 6件)

2 議長報告第37号

志賀町議会視察研修報告について

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

志賀町議会議長 南 政 夫

志賀町議会議員 稲 岡 健太郎

志賀町議会議員 南 正 紀